

第6回 生駒市景観計画専門部会 会議録

1. 日時 平成22年7月28日(水) 午後1時30分～

2. 場所 生駒市役所4階 401・402会議室

3. 出席者

(委員) 久 部会長、下村 副部会長、
嘉名 委員、大原 委員、樽井 委員、福本 委員、植田 委員、大西 委員
(事務局) 吉岡部長、森本次長、前川課長、西本課長補佐、巽係長、高谷係長、
高橋主査、塩崎主任(以上、みどり景観課)
林課長補佐(都市計画課)
山口、市川(以上、パシフィックコンサルタンツ株式会社)

4. 欠席者 0名

5. 会議公開 公開

6. 傍聴者数 5名

7. 議事内容

部会長：今回は景観計画の全体像をおおむね了承いただいた。今日はさらに進めて細かい話をしていきたい。お手元の次第に沿って話を進める。今日は2つの話題がある。本題のほうは(2)の生駒市の地区区分、行為の制限についてであるが、その前に、現在、既に運用されている奈良県の景観計画に基づく規制、これを参考に生駒市版に置き換えていくことにしている。まず、現在動いている奈良県の規制の内容について事務局から説明いただき、理解を進めたい。

(1) 奈良県の景観計画に基づく規制等について

事務局説明(資料1)

部会長：細かな内容については、2番の生駒市でどうするかというところで詳しく説明いただく。現状どうなっているかということの理解のために今説明をいただいたが、もう1度私からざっくりと振り返りをさせていただきたい。今は生駒市で何の手立ても打っていないわけではない。奈良県が景観行政団体として届け出を受け付け、指導をしている。

これを早急に生駒市が景観行政団体になって手続き等の移管を受けたいということである。後ほど(2)で話をさせていただくことになるが、県の届け出の行為よりもさらにきめ細かなものを今回想定している。この規制の内容についても、生駒市の特性に応じて補強していきたいということを後ほど説明させていただいて皆さんと議論していきたい。

細かい内容が説明できていないところがあり、質問しづらいかも知れないが、今までの説明の中で何か質問はあるか。

委員：奈良県の景観計画を見て感じるのは、もちろん景観法は規制をしようということで、その規制によって景観を良くしようという趣旨もあるので、規制の内容を具体的にここで書いているということについては私は理解できる。同時に、考えなければいけないのは、景観の創造というところが奈良県の景観計画を見る上では読み取れない。例えば景観というのは規制をすることによって保全もし、創造することができるが、逆にいうと、電柱、電線のように地中化することによってもきれいにできるわけである。そういう意味での創造的な景観を作っていくんだということが奈良県の計画ではあまり読み取れない。そのところを県のほうはどのように考えられたのか。道路なども、いわゆる幹線道路の両側10mには広告を規制しようということになっている。それは分かる。しかし、住宅の中はどうか。住居系については奈良県はあまり考慮していない。奈良県の景観計画を読ませていただいて、これに対して異論を申し上げるわけでもないが、1市民としては、そういうものを創造するということがもう1つあっていいのではないかと感じた。

この前、奈良県の土木部長さんが、電柱の地中化というのは、国交省の資料では2.4%で、日本の全国値の中でも低いレベルにあるということをおっしゃっていた。そういうところをどうするのかというのがここにあっていいのではないかという気がした。そういうところを私は生駒の景観を考えるときには同時に考慮しなければいけないと受け止めている。

部会長：いくつかの観点があると思う。1つは生駒で景観計画を作ろうとするときの、前までの一定の合意をいただいている話ともかかわる話だが、まずは景観法第8条に基づく届け出を運用するときの必要な基準、こういうものを最低限作っておこうということで、生駒もまずスタートはそこから行こうということになったと思う。今回の参考資料3にある奈良県の景観計画もおおむね同じだと。つまり景観法第8条に定められている項目を中心にまとめているということになる。だから、まずスタートはこういうところからスタートしていこうということである。奈良県もそういう認識だと思う。

以前に都市計画の話をしていただいたが、都市計画の場合は都市計画制限と都市計画事業という2つのもので都市計画を進めていくわけである。景観も事業の部分と制限の部分があると思う。今回、奈良県はいわゆる制限の部分を主に書いている。そうしたら事業のほうも入れたらどうだという話だが、これは別途、県の都市計画の政策施策として

やっていくわけで、身内の話になるので、そちらはそちらでしっかりとやっていこうというスタンスで今のところはここには書いていないということだと思ふ。

具体的にいうと、私ども既に3年間手伝っているところという、大宮通りは、これは1300年祭も絡んでいる話だが、どんどんと無電柱化になっていっている。さらには仏具店とか、横にある建物はどんどん看板も補助金を差し上げながら小さく地味にしている。そういう意味では決して県の事業としてやっていないわけではなくて、やっているわけである。自分たち身内の問題だから、あえてこういうところでいわずとも、身内同士で話をしながらやっていこうというのが多分この景観計画の中に書いていないということなのだと思う。

もう1つ、住宅というのは住宅地の話だろうが、住宅地は、実はこれは県が手を出すのは非常に難しい。なぜかという、きめ細かな話が必要であるので、住宅地区のようなところに関しては、基本的には市町村レベル、住民さんに近いところで一緒にやっていったほうがいいだろうということで、これは奈良県に限らず、三重県も大阪府も兵庫県も、住宅地区の景観づくりというのは市町村にゆだねようというスタンスになっている。一方で、県がやる仕事というのは、全県的に重要な部分をしっかりとやっていく。であるから、今回の場合も、規制の対象地域の中で広域幹線道路は特別に出して、よりきめ細かな指導をされている。県のスタンスと市町村のスタンスを切り分けて、住宅地区の細かな話は市町村でやってもらおうということなので県の計画の中には出てこないということである。

委員：県の計画であるから、市がどうのこうのという問題ではないと思うが、参考として、県が景観計画を作られた、県の景観を良くしていくんだ、こういう規制をやりますよ、建物についてはこういうふうに規制しましょう、道路についてはこのように規制しましょう、広告もしましょう、その片一方のところの創造のところ、これは例えば県としては電柱を何年でどの程度地中化の比率を上げていくとか、こちらのメニューも事業としてあるはずである。そのところを一度整理していただいて、県の計画はこうなっているというようなところをお出しいただければ、それは生駒の景観計画を考える上で参考にさせていただけるのではないかと思います。民間の建物の高さ制限とか、例えば山を崩したらどうなるとか、そういう民間のことに対しては非常に焦点が当たっているのだが、公共のほうの事業についてのところがブラックボックスのような感じになっている。そのところが、市民から見た場合に、バランスよく見ないと、景観というのはただ規制だけでできるんだという誤解をしてしまうのではないかと。

部会長：脱線する話も入るが、実は県としてもなかなかそのあたりの長期ビジョンが書きづらい。というのは、1つはまだ補助金行政になっているので、県がいくら頑張ろうとしても、補助金がつくかどうか保証がないわけである。そういう意味ではもっと本格的に地方分権していただいて、県あるいは市が主体的に資金も取れる、資金の使い方も自分たちで決定できるようにしていただければもっと明快にやれると思うが、今のところは

残念ながら補助金を頼りにせざるを得ない部分があるので、この順番で行きますよといったとしても、なかなか難しいということが1点。

電柱の埋設の話でいうと、1つは電気容量の問題がある。使う容量が変わってくるとやり変えないといけない。また掘り返さなければいけないという話がある。一定の安定した供給ができるところから優先して無電柱化をやっていく。そういう順番がある。そのあたりがなかなか優先順位がつけづらいところがある。

さらには、電柱がなくなったとしても変電ボックスを置かなければいけない。置けるスペースがあるのかどうか、そういう話もあるので、一概にこの順番でというところがすぐにできないというところがある。

さらに、3年ほど前、観光立国の宣言をした暁には、国のほうも無電柱化を進めようということで、かなり補助金を重点的にやっていただくような施策もできているので、それは順番にやっていくことになると思うが、今後10年、20年、どういう順番でやっていくか知恵を出せといわれても、なかなか出づらい。

委員：整理をしていただくということは、県のほうで景観を良くするためにどういう事業項目があり、近未来のどういう投資をしよう、そういうものがあってもいいのではないか。それがなければ、計画というのは単に民間の活動行為を縛ってしまうということに、間違っ理解するということもある。これだったら経済の活性化につながっていくのか。一番最初に書いてあるが、「地域の活性化につながる景観づくりを目指します」、これは本当に経済活性化になっていくのか。そここのところを突き詰めて考えれば、どう考えてもちょっと難しいところがある。現実の問題として、電柱でも、京都府は11%、奈良県が2.5%。これは補助金の制度とかいろいろ難しい問題はあると思うが、これだけ歴然と差が出てきているということは、そこに何らかの差が開くだけの理由があったのではないか。市民から見たらそう思う。

委員：私は景観の中で今回の県の部分でいうと、基本目標の4つ目に「県民主役」「協働」というのがある。景観の創造に関する部分というのは協働によるものだという認識をしたい。行政主体の景観創造というよりは、地域住民による景観創造という部分を重視しなければいけない。県の部分には具体的な協働によって景観をどう作るかということについては書いていない。それはなかなか書きにくいところがあるので書かないのだと思う。市レベルにした場合については協働ということでどういう形で創造するか。創造する方法があるという例を示すことによって、委員が言われたような創造の部分というのは書けると思う。行政主体で景観を創造するというのはこれからの時代、なかなかしんどいものがある。市民と行政が一緒になって創造していくという方針をこの中で示していったほうがいいのではないか。

例えば、これは次の議論になるかも知れないが、自然景観形成区域という中で、単に土取り場とか資材置き場のような眺望を阻害するようなことをしないということも必要かも知れないが、その中である一定のエリア、エリアを明確に示すことは今の段階では

できないと思うが、この委員会の中でこういうところは大切にすることができるのではないかという候補地を選んで、それは候補地ではないと地域住民が思ったらそれは外せばいいし、せっかく選んでくれてみんなで頑張ろうという地域があるのだったら、それに向けて景観の保全と創造を両方やっていけばいい。あまり行政が何かやっても、電線の地中化というのは行政しかできないと思うが、行政に頼る景観計画というのは創造の部分に関してはしんどいのではないか。

部会長：話がどんどん違う方向に行っているが、景観政策、施策の話ではなくて、奈良県の景観計画を理解するという質疑応答の中で、なぜ事業部分を書かれていないのかという話で質疑応答させていただいた。生駒市でどういう形で事業の部分とか協働の景観づくりを進めていくかというのは次の話、あるいはその次の話になると思う。

もう1回整理をさせていただきたいのは、次の(2)の話の前振りなのだが、我々の前回までの議論の中では、協働とか啓発という部分は次のステップで作る景観形成の基本計画の中でしっかりと位置付けて書き込んでいこうという理解だと思う。今回の景観計画というのはいわゆる景観法の第8条部分をしっかりと書いて、まず景観行政団体になっておくという話である。

委員：そういう意味では、景観計画というのは、第8条をやれば景観計画ができるんだということではないのでは？

部会長：最低限は第8条である。

委員：規制だけを書けば景観計画はできるということか。

部会長：いや違う。第8条はこの前示した。基本目標があり、県もそうなっているはずである。資料3の7ページになる。ここで「県民主役」、「協働」の景観づくりを基本目標に書いているので、今の委員の話も出てくるわけである。であるから、ここはしっかりと議論をして書かせてもらわなければいけない。第4項で規制の話が入ってくるので、そこをしっかりと書かせていただくというのが今回の目標である。

県の計画の7ページの3行ぐらい、これは総論的にそれはそうかなという文章が書けるはずである。それを来年度、再来年度、時間をかけて具体的に協働の景観づくりをどうするのかというのを議論させてもらって、しっかりとした景観形成基本計画を作らせていただくというような手はずになっているということである。

委員：私が思うのは、奈良県の景観計画を見ていて、例えば歴史遺産のエリア、こういったものを第1種、第2種に位置付ける。それから広域幹線道路も景観の資源として位置付けられている。大きく考えてみると、すべての道路がローマへ続くという意味ではないが、奈良県の目がどちらを向いているのかと思ったら、それは歴史遺産のほうに向いているのではないか。どうもそれが奈良県の戦略ではないのか。要するに1300年祭があるから阪奈道路の沿道をきれいにする。何かそういう戦略がここにあるのではないかという気がする。私の受け止め方であるが。そうすると、景観計画というのは単なる景観計画だけではなくて、そこにはまちづくりのためのしっかりと狙いというものがある

の中に入っているのではないか。そういう意味では、生駒の景観計画を作るときに、どんなまちを作るのかという狙いが景観計画の中に滲み出ないといけない。私はそういうところを大いに参考にさせていただけるのではないかと考えている。

部会長：そのあたりの大枠は議論させていただかないと、景観計画の第2項、基本方針を書かないといけないので、そこは書き込めると思う。

委員：県の景観形成の基準を見ると、参考資料3の29ページ、山々、丘陵、そういうところに対する主要な視点場からの眺望に配慮することというのが共通事項に書かれている。これは※マークが付いていて、「まほろば眺望スポット百選等に定められたもの」となっている。この辺で生駒市に関係する部分があれば教えていただきたい。

それから、特に今拝見している感じでいうと、基本的には幹線道路沿道の部分が県基準とは大きく変わってくるということだが、実は幹線道路沿道の場合は屋外広告物条例も一体的に見ないとなかなか議論できないという気がする。県の屋外広告物条例の今回の生駒市の該当箇所の扱い、そこだけ教えていただきたい。

事務局：奈良県のまほろば眺望スポット百選の中で生駒市が選ばれているのは3カ所ある。くろんど池、生駒山からの眺望、足湯のところである。

委員：山からの眺望、下から上ではなくて、上から下か。

事務局：上から下である。

部会長：ということは、書かれているがなかなか具体的な制限に加味するというのは難しいわけである。

委員：普通はそうだろう。

部会長：広告物条例は、内容が必要か？

委員：内容というよりも、どういう扱い、禁止とか許可とか、どの程度のことかということである。

部会長：生駒市でそういう区域区分がどうなっているかということか？

委員：禁止区域がどこにあるかとか。

事務局：主要道路の阪奈道路については両側300mが屋外広告物禁止区域となっている。原則的には自家用広告物以外の広告物は禁止されている。ほかの路線については特にない。

委員：それだけか？ 禁止区域はあるけれども制限区域はないのか。禁止区域は、原則、自家用広告以外は作れない。制限区域は一定のきつい制限がかかるというものである。

事務局：制限区域については商業地域について、規制色、赤、紫、緑の3色の使用割合が、通常のところは40%まで、商業地域になると50%まで認められるという形で規制が緩くなる。

委員：今回の幹線道路の沿道は特にないということか。

事務局：阪奈道路を除き、特にない。

部会長：ほかに県の計画で理解をするための質問はあるか。ないようであれば、次の説明の中にも県の計画の具体的な制限事項が出てくるので、また戻ることもありということだ

先に進めさせていただきたい。

(2) 景観計画区域内の地区区分、行為の制限について

事務局説明（資料4）

部会長：3ページが一番分かりやすい。前回までは3つの区域区分として提案があった。凡例にあるように、一般市街地景観区域と自然景観区域、広域幹線沿道区域、この3つがあったが、今回はさらに自然景観区域を2つに分けたということである。

「保全されている」、「保全されていない」というのは誤解を招く。保全のための法的な措置が別の法律でできているものが自然景観区域である。今のところほかの法律で緑とか田園景観が担保しづらい地区が田園景観区域である。このように仕分けをされた。ほかの法律の制限を被せて、ほかの法律で制限がかかっている区域が自然景観区域、今のところそれがかかっていない区域が田園景観区域。これを景観法に基づいてしっかりと見ていこうという区域に2段階構えにしたということである。

景観形成地区で広域幹線沿道地区はこの前とルートの的にも一緒である。さらに景観形成地区として今後また都市計画審議会にもかかる生駒駅の北口再開発地区を景観形成地区として指定して、しっかりと景観の誘導を図っていきたいということである。さらに将来的には、この景観形成地区部分をどんどん増やしていきたいのだが、この景観形成地区というのは個人の土地利用とか建物のデザインを制限するので、当然、全員同意に近い形でルールを納得していただかないといけないので、そう簡単にはできない。将来的に少しずつ増やしていきたいと考えておられる。更に、かといって全員同意を待っているとなかなか動きが取れないので、景観配慮地区ということ、緩やかな縛りだが、届け出の先駆け的なところで位置付けておきたいというようなところで景観配慮地区という言葉が使われている。これは実際に今まで勉強させていただいた箕面市で景観配慮地区と景観形成地区という2段階構えになっているということを説明していただいた。先ほど説明いただいた中でもあったように、生駒市なりのもっと適切な地区の名称があれば提案させていただきたいという説明であった。

今日はまず3ページに提示させていただいたような区域区分でいかせていただいてよろしいだろうかというところを議論させていただきたい。これが一旦了承をいただくと、それぞれの中での規制内容をどうするかということをより突っ込んで議論させていただくが、まずはこの区域分けでよろしいか確認をさせていただきたい。質問、意見をお願いしたい。

委員：先ほどの話の続きになるが、基本的に私は別にこの4区分でいいと思う。一番重要なのは景観配慮地区を、今の説明では、今後追加したり検討していくということなので、実際、最後にどういう形で公表するかというときに、どうして今のこの道路を選んだのかという説明が必要だと思う。例えば暗街道は載っているが、清滝街道がないとか、歴

史的に見て宝山寺に抜ける暗峠からの旧街道というのがあったほうがいいのかとか、そういう細かい話とか、例えば自然景観に関係するもので、高山八幡のところには丸印があるが、長弓寺のところには丸印がないとか、丸印をたくさん作ってしまえばいいという話ではないが、基準を明確にしてほしい。

部会長：違ういい方をすれば、3ページの一番右の図は軽々しく出さないほうがいいのかとか。

委員：私は出したほうがいいのかと思う。いろんな人の意見を議論して、景観配慮地区というよりは、その候補地区と考えている。候補地区をたくさん出すことによって、関係する人たちが何らかの形でいろんな活動をしていただければよいのではないかと。

部会長：これを事務局として用意されたのは、何か根拠とか出典があるはずであるので、そのあたりを明快に説明していただきたい。

事務局：ここに示させていただいているのは、資料5、候補地として挙げさせてもらっている中で、単純に将来的なイメージとして、図面で表しやすい形のものを選ばせていただいているのが実情である。長弓寺が何で入っていないのかというのは、例えば北生駒の新駅のところと重なってくるので、それをこの中に全部現すと見にくくなるということで現していない。バランス的に見やすい形で単に作らせていただいたものである。

部会長：今回、勝手に作ったのではなくて、既にガイドプラン等で名前が挙がり、位置付けられているものを地図の上に分かりやすく落としていただいた、そういう理解でいいのか。

委員：そのときに、いわゆる天然林とか自然林といういい方ができるかどうか分からないが、生駒市の中でも植生的に豊かなエリアというのが何か所かあるという形になっている。それは往馬大社のところだったり長弓寺のところだったり高山八幡のところだったり。自然景観といったときに地形的なものを保全するというのと、植生的に優れたものを守っていききたいという部分の視点があったほうがいいのかと思った。長弓寺はそういうところではないか。

部会長：もう少し違ういい方をすると、今回は景観配慮地区なので、一定の面積的広がりがあるところを押さえているということである。いくら面積的にあったとしてもスポット的なものは落としていない。

委員：一定の面的広がりがあるものか？

部会長：最終的に制限をかけようとする意図があるということである。建築物とか工作物の制限をかけようとする意図がある。そのものを保全するのではないということである。

委員：そのときに、具体的に制限をかけるというところだけで選ぶのか、何らかの地区のところの景観を創造する部分も入れるのかということで、例えば暗峠の道の部分について、実際にはいろんな自然公園なりが入っているの、既に一定の保全はされているというふうになると、じゃあ何で入れるのかということになってしまう。そこの扱いが分かりにくい。

部会長：ただ、そこに建築物、工作物があるわけである。それに対しては、自然要素は保全されるが、建築物、工作物に対しての今の制限というのは従来法ではかかっている。

委員：風致が入っていて、自然公園が入っている。

部会長：風致では景観の基準としては十分ではない。

事務局：暗峠は風致は入っていない。

委員：委員から景観配慮地区はたくさんあってもいいのではないかと、出したほうがいいのではないかとあったが、それはパブリックコメントのときにいろんな市民から意見が来ているからという話もあった。私はその関係でいえば、事務局にはお伝えしたが、学研都市のところを1つ景観配慮地区にしたらどうかと思っている。

ちなみに私は学研の木津川のところから光台までずっと歩いたが、道路の幅が広くて、かつ雑多な電柱、電線があそこは制限されている。非常に新しいまちづくりが行われている。そういう延長の中で、学研都市の高山第1、第2工区に将来的にはそういう展開をしていくのかなと思っている。特に第1、第2工区のところは、いただいた資料を見ると、遠くない将来にそういう形が見えてくるような時期に来ている。だから、そういうところについて景観配慮をしていただく。というのは、あそこは市街化区域だと聞いている。要するに土地の所有者がそこに建物を建てようと思ったら今でも建てられるわけである。

事務局：いろいろ規制がかかっているの、用途的には市街化区域であるが、ほかに土地区画整理とか大都市法とか、他法令の網がかかっている。現実には、建てようと思ってもなかなか建たない。許可が要る。

委員：そういう規制がかかっているの建ちにくいというのはよく分かるが、地域として、私はあそこのところは1つの景観配慮という地区、地域として1つ景観計画に盛り込んで、将来的にそこのところを景観形成していくんだという地域にしたらどうかと思う。例えば、今計画道路が予定されているが、将来どういう道路がつくのか。そのときに道路がどういう形の道路になるのか。そこにどう電柱が立つのか。どんな電線が敷かれるのかというようなことを考えて、景観を形成していくような1つのまちにする。そういう意味での景観配慮地区に位置付けたらどうか。

奈良県の委員会の議事録を読むと、あの地域は奈良県の建設計画の中で土地利用が確定しているみたいである。県の室長が委員会の答弁の中でそのようにおっしゃっていた。22haの学術研究都市と288haの住居系を作るということで、土地利用についてはおおむね決まっているとおっしゃっている。事実はどうか知らないが。そうすると、そんな将来のことまで考えなくてもいいのではないかとはいえるかも知れないが、近未来にそういうまちづくりを考えていこうという機運の中で、生駒市も県もUR都市機構も協議されるわけである。そのときの1つの土台として、生駒市にはこういう景観計画がある、考慮してくださいという1つの根拠にはできるのではないかと。そういう意味での景観配慮地区にしたらどうかと私は思っている。

部会長：ほかの市の事例を見ていただいたら分かると思うが、箕面市をずっと参考にしているが、箕面市でも彩都というニュータウンを開発してきている。彩都は最終的には景観形成地区になっているわけだが、今後、面的なしっかりとした計画的に作られる市街地というのは、今の御時世だから、計画そのものにしっかりとしたマスタープランを作り、デザインのガイドラインを作っていくわけである。それはそこに任せてしまうというのが、今までの事例を見てもそうである。そこになぜ景観形成地区をかけるかという、5年、10年たってくると、所有者が替わったり、建物の更新が始まるので、既にしっかりしたものが崩れていく危険性がある。それに対して規制をかけるということで景観形成地区をかけておくというようなことで使う場合が非常に多い。

委員：所有者が替わるときに景観が荒れるということか。

部会長：そうである。だから、木津川台にしても光台にしても、それをやっておかないと、今はきれいなまち並みになっているかも知れないが、5年、10年たって所有者が替わり、建物が建て替わったときに、今のガイドラインを守ってくれる担保が弱いわけである。そういうときに景観形成地区で縛っておくというような使い方をするわけである。何がしたいかという、もう既に面的な開発の中で別途きちんとしたデザイン方針、デザインガイドラインを持っている場合は、一旦そちらにゆだねておいて、でき上がったから景観形成地区に指定するというのが通常パターンである。

委員：オーナーが次の人に替わるときに景観が損なわれる。それを防止する意味で、その前の段階でもって景観配慮地区なり景観形成地区に事前に計画を作るわけではないのか？

部会長：それは基本的にデザイナーとか土地の所有者さんが入った協議会で議論をしてデザインのガイドラインを作り、方針を決めていくわけである。そこに市役所としても同席させていただき、その場の中で作り込んでいくという作業を通常するわけである。一方的にこちらが、さあこれでやってくださいと言われたときに、逆に委員が地権者であって、何でこんなことを言われなければいけないのかということを防ぐために、協議の段階で入らせていただいて、そのルールをまとめていくという作業をする。そういうところでいうと、景観配慮地区にしておく必然性というのも、こういう計画的な住宅地とか市街地であれば、そこに協議会をまず運用していただくほうが適切ではないかという判断で、今までのところでも景観配慮地区にはあえて入れていないということである。

委員：例えばイメージとして、UR都市機構、県、生駒市が協議をされるときに、テーブルに着く生駒市としては、こういう希望があります、この地区についてはこういう景観の地域にしたいという希望があるというマスタープランがなかったらいけないわけである。協議の中で景観計画を作る、どのようにしましょうという議論をするわけではない。テーブルに着くときに、市としてはこういう考えを持っているというアイデアを持ってその協議に臨んでもらわないと、協議に臨んでから景観をどうするんだということではなくて、市としてそういう地域に対して景観計画を持って協議に応じることが必要であ

る。

部会長：こういう場合は事業者そのものが、景観だけではなくて、より広義のまちづくりの方針をしっかり作ってこられる。だから、そこがとんでもないものだったら言わなければいけないと思うが、一定信頼して、そちらにゆだねておいて、その協議の中に生駒市がいるので、そこで意見を言わせていただくということにするというのがこういう大規模計画、市街地の場合での通常パターンである。

委員：そういうテーブルに着かれるときに、生駒市として私どもはこの地域をこうしたいというアイデアを持って臨まれなければ交渉にもならないわけである。相手さんも相手さんのプランを持って臨まれるわけである。

部会長：持っていないということはないだろう。

委員：それが景観計画とは違うのか。

事務局：ルールについては、御存知のとおり、奈良県と生駒市、UR都市機構の中で、奈良県を中心にまずまちづくりのあり方等について今協議をされている。昨年度からずっとやっているが、その中でまた話が出てくる。当然生駒市もその中に入っている。去年、中間報告的なものが出たが、それも公表している。これから第2工区のあり方、まちづくりの段階について今協議をされているところである。

委員：そのときに、生駒市はそのテーブルに着かれたときに、何をベースにこの地域の景観をこう考えているんだという考え方を示されなければいけない。

事務局：第2工区のまちづくりのあり方がまず決まってこない。

委員：そこまで、景観まではいかないと。順番としては。

事務局：もちろん景観はその中で出てくるが、まちづくりなので、教育施設なら教育施設の景観というのもあるだろうし、自然は自然の景観の考え方もある。市は市なりに景観計画の考えはあるとしても、まずその辺の中心的なものが決まってこないとなかなか前に進まない。

委員：それはよく分かる。しかし、同時並行的に生駒市全域の景観計画を今検討しているわけである。学研都市も行政区域の中に入っているわけである。そうすると、我々がここで検討している景観計画の中にこの地域が対象になってくるわけである。

事務局：今も奈良県の景観計画に第2工区を含めた生駒市の全域が入っている。今回、生駒市独自の特徴ある景観計画を作りますと。まずは景観行政団体に移行しますよと。その上では、議論いただいているように、何を一番急ぐのか。まずは規制をやりましょうということでもとめていただく。今おっしゃるいろんな区域の話、それから住民参加の話、いわゆる啓発の部分については少し時間をかけてゆっくりと来年度議論していこうということにしている。その辺についてはもちろんそれを含めた中で、景観配慮地区も景観形成地区も随時検討していきたい。とりあえず今2カ所、景観形成地区といっているが、これについては住民の合意形成が要る。

委員：それは生駒市の景観行政区域のどこであっても住民と、あるいは地権者との合意、交

渉というのはあるわけである。ないところはないわけである。すべての住民、どこの地域であっても、一応は合意しなければならない。その条件はみんな同じである。

事務局：重要なところは景観形成地区。それ以外で配慮すべきところは、景観配慮地区と今説明した。委員がおっしゃるように、随時右側の図のようなものができ上がってくるのかなという気がしている。

委員：私は願わくばそういう協議の中で既にそういう景観に関する側面も持って臨んでいただきたい。まちづくりがありきだ、景観はその次だというのではなく、トータルの中に景観も入っていないといけない。

事務局：もちろんそうである。

委員：そのときに景観計画が1つの参考データになると私は考えている。

事務局：これから今年度、行為の制限、基本を決める行為の制限方針の前段の基本方針が必要である。

委員：1つ考えると、この景観委員会で、第1回目にバスで連れて行っていただいた北田原の工業団地の中の道路などは非常に狭い。いろいろなものが置かれていて、景観上、好ましいとはちょっと言いづらい。そういう面も考えてみれば、今後、道路の拡幅も恐らく検討されるだろう。そのときにどういう景観に配慮するかというようなことも挙がってくるわけである。

事務局：おっしゃるとおりで、今見ていただいている生駒市でああいう道路があったよと。あと、委員さんの中で、それはいけないと。何か決めないとどんどん進むということで、今、議論いただく次の行為の中に建築物、工作物、開発してどういう規制をかけたら十分規制できるのかという次の話になる。とりあえず今は区域を3つにしたが、その中で対応していきたいと思っている。その中で決まってくれば、その内容の規制は次のページに説明する。

部会長：先ほど委員の指摘のときに、私は、この一番右は書かないほうがいいということもあると言わせてもらったのは実は今の議論にもかかわる。ここが書いてある、書いていないとかいう話になってくると、この本筋の議論と違うところに行ってしまう危険性がある。今回やりたいのは、区域設定として6段階、6つの区域を決めたいと。景観配慮地区、景観形成地区というのは随時指定をしていきたいという話になっているわけである。ところが、随時というところが出てしまっているがために、ここが入っている、入っていないというような議論になってしまうと、本当に議論していかないといけない内容が飛んでしまう危険性があるのではないかと思った。今回は6段階想定している。ついでに今のところはここまで、つまり真ん中の図まで決めていきたいと思うところまでとどめておいたほうが、パブリックコメントも含めて議論が集中できるのではないかという気がした。今、高山第2工区を入れるか入れないかで30分ぐらい議論している。今日の本論ではないところで30分使っているわけである。今日はこの区域区分のやり方でいいだろうかということで議論いただきたい。

委員：私が今申し上げているのは、景観配慮地区としてそこに適用したらどうかという議論である。

部会長：だから、景観配慮地区はこれから決めていきますということなのである。まず第一段階としては、今回の区分イメージの真ん中でお示しして決定をしていきたいところである。右側は将来的な全体イメージと書いてある。これは将来的なのである。この配慮地区をどこに指定をしていくか、景観形成地区を増やしていくかというのは将来的な話である。今回決めていきたいのは真ん中である。だから、真ん中でいいかという確認を今日の部会では取りたい。ところが右側が出てしまっているがために、ここが入っていないのはどうしてですか、ここを入れてくださいという議論になっているわけである。私が気にしているのはそういう意味である。

委員：どういう規制をかけるかということをも根本にするならば、そういう地区を絞り込んだ議論で私もいいと思う。ただ、次の段階で創造というのが入ってくると、これはその次の全体イメージのほうに入ってくる。

部会長：それはまた時間をかけて議論させてもらいたい。とりあえず今日は真ん中の色塗りでいいか、そこを議論しておきたい。あと追加で景観配慮地区というのも今後追加をしていきたいという意思表示である。

委員：これは1度作ると、どのぐらいのスパンで見直しをかけられるのか。

部会長：随時である。

委員：随時そういうことができるのか。

部会長：箕面市では、多いときでは年間3回審議会を開いて、3カ所ぐらいずつ、どんどん追加される。都市計画マスタープラン、あるいは総合計画の絵のように、一旦決まったらなかなか色塗りを変えないということではない。追加だから、どんどん追加していかれる。熟度が高まってきたらどんどん追加をしていきたい。

委員：今の議論で一応そこまでは終わったとみなしてよいか。

部会長：はい。

委員：確認したい。国道163号線は都市計画道路である。これは計画道路の部分の赤い太い線が入れているが、整備の見込みは現実的にかなり先になるだろう。あまり想像はできないが、現道のほうに引いたほうがいいのか、あくまで都市計画道路のほうで引くべきなのか、その辺はどうなのか。

事務局：今入れさせていただいている広域幹線沿道地区については奈良県の景観区域の中に位置付けられていて、規制内容、届け出対象行為が異なっている。この先、奈良県等へ同意協議に向けて話していくのだが、予備討議の話し合いで、奈良県で区域区分をしている部分については必ず継承するよということが出てきている。届け出対象行為、景観形成基準については、この区域について、これは踏襲しなければならないということで当初の分から入れさせていただいている。

委員：生駒市としては現道の部分も追加するということは。

事務局：まずは景観配慮地区からである。そこで合意形成を深めていって、景観形成地区という流れではないかと思っている。また議論いただきたい。

部会長：今回の区分イメージは、3 ページの真ん中の図があるが、とりあえず我々は専門部会なので、また策定委員会のほうで全体協議をしていかなければならないが、部会としてはこの区分イメージということによろしいだろうか。（了承）

次にいきたいと思うが、時間もたっているので、10 分弱休憩を取らせていただく。2 時 55 分に再開する。

（休 憩）

部会長：再開する。先ほど 4 区分を認めていただいたので、それに基づいて行為の制限について説明いただき、議論したい。

事務局説明

部会長：まず届け出対象の物件の大きさを今提示いただいた。すべて奈良県よりも厳しい。小さいものも届け出対象としたいということだが、何か質問、意見はあるか。

委員：この後退席させていただくので、まとめて申し上げたい。

県よりだいぶ厳しくされているということで、景観を良くしていこうというお考えに立っておられると思う。1 つまず思ったのは、景観形成地区の生駒駅前北口の再開発、通常この手の地区指定の場合は、あまり規模要件をつけないのではないかと。つまりエリアに入っていれば基本的に対象にするという考え方が一般的ではないか。極端なことをいえば 50 m²でもエリアに入っていれば対象になる。今、規模要件は 300 m²以上になっているが、エリアの中を全部対象にしてはどうか。そんなに大きくないだろう。こういうエリアの場合は、要は小さいものをいっぱい建てれば景観誘導できないという話になると本末転倒である。だから、違うのではないかと。

それから、法面だが、5mを2mないしは3mという形でされているということで、できるだけ影響を少なくということだと思うが、長さは10mのままである。その辺は本当にいいのか。例えば市街地景観区域だと高さが3m、長さ10mということであるから、常識的に考えれば戸建て住宅だと入ってくるか入ってこないかぐらいの感じである。間口10mというと、大きい戸建てだと対象になるだろうが、小さい戸建てだと外れる。その辺はもう少し明確な意思を示したほうがいいのではないかと。つまり戸建ての建て替えて擁壁工事をやる場合もちゃんと誘導しますという考え方であるならば、多少ぶれても必ず入るような数値設定をしたほうが良い。10mを超えているものは入るが、10mを超えていないものは入らない。入らないものは結構好きなようにやっている。超えたものは指導が入るからそれなりにきれいになる。これも本末転倒である。それは細かすぎてもあまり指導しない。ただ配慮事項を守ってもらうという指導方針でいかれるのならこ

のままいくという手はあるが、やはり戸建ての擁壁もやっていこうということであれば、もう少し下げたほうがいいのではないかと。

あとは、5 ページ、物件の堆積は、3000、1000、500 になっていて、市街地景観区域は 3000。これは大きすぎる気がする。私は勘所がないので、この辺は副部長に意見を聞いて、これが適正かどうかお伺いされたほうがいいのではないかと。

部会長：奈良県のものもかなり大規模な宅地造成を想定している。戸建て住宅の法面造成とか形質の変更というのはあまり想定されていない。

委員：全般的にそうだと思う。だから、それも同じような方針で、ミニ開発でもかけていくんだというのが生駒市さんの方針なのか、それとも個別の敷地ごとの建て替えて戸建て住宅などでも擁壁はやはり影響があるというのはちゃんと届け出してもらおうという方針なのかどうか。その辺で数字の設定の仕方が変わってくると思う。

委員：今の擁壁の話で、10mを超えるものについては届け出をしないか？

部会長：高さ 2m、かつ長さ 10m。

委員：10mを超えるものについては届け出をしない。10m以内のものについては必要ないということか。

部会長：そうである。

委員：今の先生のお話では、10mをもう少し小さいものでいいのではないかとということか。私個人としてあまり厳しくしてしまうと家を建てるときに影響する。

委員：厳しくされたいのだったらもう少し下げたほうがいいと思うし、数字の基準として中途半端ではないかということだけ申し上げた。

委員：作ってはいけないのではなくて。

部会長：これは多分開発許可の届け出と連動していると思うが、開発許可の規模はいくらか。

事務局：500 m²以上である。

部会長：ということは、逆にいうと、それを小さくしたとしても、ひっかける手立てがないということか。

事務局：そうである。

部会長：ということは最低 500 m²以上。可能性として、今のお話でいうと、田園景観区域が 1000 m²でいいのかどうか。500 m²として、開発は全部ひっかけようということにするのかどうか。とりあえず投げて、擁壁のデザインをいうだけの話だから、かけてもそんなに手間ではないという気はする。

副部長：実績として現状で確認申請はどのぐらいの案件が出てくるのか。こちらでやられていると思うが。

事務局：そうである。

副部長：年間 1000 件オーダーなのか、500 件なのか。

部会長：これは 1 件 1 件全部図面を見て指導していかないといけないからかなり手間がかかる。1 件当たり 1 時間ぐらい話し合わないといけないので、100 件も 200 件も出てきた

らとんでもない作業量になる。

事務局：高さ 10m を超える建築物で、建築面積が 100 m² を超えるものとした場合、年間 120 件、月当たり 10 件である。

部会長：大変であるがギリギリだと思う。先ほど休憩時間に雑談話で箕面で何人いるかという話があった。脱線話になるが、京都市が景観の規制を厳しくしたときに、建築職だけで 7 人を中途採用した。それは即戦力で、これから養成していくのではなくて、図面をちゃんと見て指導ができる人を 7 人、急ぎよ募集した。

事務局：箕面市の担当者とお話しさせていただいた。箕面市では平成 3 年に計画を作って、9 年に条例を作った。その間のノウハウ、いろいろなケースの指導の仕方であるとか、どういうものが対象になってくるといった蓄積があるので今できているということをおっしゃっておられた。生駒市は、これまで景観をやっていなかった状況の中で、箕面市と同じオーダーのものを同じ職員でこなせるかというのが気になる。

部会長：先ほど委員が休憩中に継続性が云々と言ったが、平成 9 年、10 年、11 年ぐらいは私が横について一緒に協議させていただいた。それでノウハウを私から伝授して、あとは自分たちで受け継いでいる。最初からどういう指導をしたらいいかというのを手弁当でやりなさいというのはしんどいかも知れない。

委員：先生がまた生駒にべったりというのは難しいか。

部会長：どうするかなという話である。

委員：基本的なことを教えていただきたい。工作物の定義は、携帯電話の基地局みたいなものが建物の上にあったり、若しくは単独であったりする。あれはどれに該当するのか。鉄塔なのか。

事務局：携帯電話の電柱については、鉄柱とか R C 柱とか、そちらになる。

委員：建物の上に乗ると、高さを含めるのか？

事務局：下から 13m 以上の部分になった場合は含める。

委員：例えば東生駒の駅から真っ正面に見える病院だったか専門学校の上のほうに携帯電話のアンテナが 3、4 本立っている。アントレいこまの上にもある、ああいったものは 5 m を超えていないということか、現実的には。

事務局：景観計画の制度が始まる前なので届け出はされていない。実際何 m あるかというのは把握しきれていない。

委員：あれはここでいう 1 番に該当していると考えていいのか。

事務局：1 番と 9 番である。

委員：先ほど委員が言われた物件の堆積の件だが、当初 3m という規制は堆積するものの周りに擁壁というか、囲いを 3m ぐらいあったらできるだろうと。若しくは 3m のところに若干でも緑化の樹木があったらそんなに大きな影響はないだろうという想定がされた例があったと思う。2m となった場合に、周りに囲いをした場合、3m の囲いをしていれば、2m をやろうがそんなに影響がないのではないか。それと、2m というのは現実的

に堆積した場合、工作物の資材置き場とした場合に、2m以上の物を置けないということになるのではないか。その辺が分からない。

部会長：これは規制ではなく、2m以上のものは届け出なさいということである。

委員：届け出るのであれば、2m以上のものを置いてもいいということか。その辺がよく分からなかった。届けたときに、何mまでだったらいいというのは指導になるのか。

部会長：そうである。ただ、そこまで指導できるかどうか。景観法というのは景観のデザインの話だから。

委員：この場合、何を規制するのか。届けて、何を誘導するのか。

部会長：それは次の話で出てくる。それぞれどういう指導をするか。

委員：例えば2m以上で、囲いをするからいいですよと。若しくは囲いの周りに植栽するから周りから何も影響がない、だからこういうものを作ってもいいですねというような指導になるのか。

部会長：例えば色の問題であつたり、ツートーンに塗り分けてもらって、高さのインパクトが軽減できるようにデザインしてもらおうとか。

委員：例えば中に置く資材がド派手なものがあつても、囲ってしまうからいいと。そのときの擁壁とか囲いの色には配慮し、3mぐらいの木は植えるということであれば何をやってもいいという形に持っていけるのか。

部会長：そうである。

委員：その場合は、そこに新しい植栽をすとか、あるいは3mぐらいの囲いを作って、そのときに事業者が100%費用を負担するのではなくて、行政としては何がしかの補助をすとかいうのが一般的ではないか。

部会長：それはあり得ない。

委員：100%事業者か。

部会長：それは自助努力でやってもらわないと、最低限のことをやってもらうという位置付けである。よりいいことをやってもらうわけではない。景観に配慮した、景観に迷惑がかからないようにやってもらうわけだから、それは自費でやっていただかないといけない。補助が出る場合は、プラスアルファでよりいいものにしていくときに、それは費用がかかったら申し訳ないからということで補助をすることになる。だから、今、生駒市がやられている生け垣補助も実は微妙なのである。生け垣をやるというのは当たり前前のことではないかという観点になれば、生け垣補助の必然性はない。しかし、それはグレードアップだから、若干お金を差し上げてみんなに広げようということで今助成をされている。考え方によっては、生け垣にするのは当たり前だ、何でわざわざ費用補填しないといけないのかということが出てくる。今回の場合は費用補填はない。最低限これぐらいのことはして当たり前というようなルールにしていくということである。後ほど議論していただくが、それで厳しくないかどうかという判断をしていただきたい。

副部会長：その点に関してだが、4 ページの一番上の建築物の行為の中で、自然景観区域、

10m又は100㎡、増改築部分で100㎡という、結局全部ほとんど対象に入れるということか。

事務局：そうである。建築面積で30坪程度である。小規模な住宅を除く。

副部長：小規模な住宅を除き、ほぼ全部かけるということか。増改築も、ちょっと手を入れるにしても。

事務局：建築確認が必要である。

副部長：必要な部分は全部対象になると。

部長：実質上でいうと、個人のお宅の増築のときにこうしてくださいというのはなかなか言いづらい。届け出書類にそのまま判を押すことにならざるを得ないと思う。とりあえず出してもらおう。数枚の書類を作る手間が要るが、やってもらおうということである。先ほど話があったが、もう1度、作業量の問題もあるので、事務局で持ち帰っていただき、再検討でもう1回出していただくということではよろしいか。

事務局：はい。

部長：最初からあまりしんどいことをやって息切れするよりも、最初はしっかり1つ1つ見ていけるほうがいいのではないかと個人的に思う。後からどんどん厳しくするというのはできないことはない。

副部長：かなり出てくるのではないか。それぞれの件数はそんなにないかも知れないが、確認申請が140とかだと。工作物も入れてか？

事務局：工作物はいれない。

委員：建築面積というのは延べ床か。ワンフロアのという考え方か。

事務局：建築法の建築面積です。

部長：それでは、次にいかせていただく。かなり細かな基準になるが、景観形成の基準の話をお願いします。

事務局説明

部長：今日は特に6ページ以降、かなり細かいところまで書かれているので、すべて説明することはできなかった。これを渡されて議論をとということも難しい。とりあえず今日はざっくり説明をしていただいた。これを読んでいただき、意見があればまた次回に賜りたいと思う。

一言つけ加えると、「～となるよう配慮する」という言葉が非常に多い。これは例えば色でも、森のすぐそばにある建物というのは濃い茶色がいいのだが、市街地にあると濃い茶色は逆に目立ってしまうので、どこにあるかというのが周りの状況によって1つ1つ物件を見ていかないと良いかどうか判断できない。そのためにあまり細かな基準を数値基準として作っておくよりも、こういうことに配慮しようというチェック项目的なことを言わせていただき、それに対して、まず設計者がこういう工夫をした、私は十分

にこの配慮はなされていると思うということで届け出ていただく。今度は逆に事務局とか我々景観アドバイザーが見せていただき、そうはおっしゃるが周りから比べるとちょっと浮き立っている。もう少しこうしてもらえないかと投げ返させていただき、お互い協議の中でどこまで折り合いがつくかということで、最終的にこのぐらいだったら配慮しているとみなそうということで協議を終了する、こういう手順でこの基準は使っていくことになる。最終的には個別の敷地、個別の周辺環境で判断をさせていただかなければいけないということで、あまり細かい従来のような数値基準は作りづらいというのが景観の届け出、あるいは基準である。そのあたり、理解をいただきながら読んでいただいたらありがたい。

逆に、箕面で数値基準を作ったために困ったことが実際に何件か起きている。1件だけ紹介すると、小野原西地区という区画整理地区を景観形成地区に指定したのだが、そこはすべての戸建て住宅にかかっている。あるお宅が真っ黒な壁を作りたいということになったが、真っ黒の壁というのはいかがなものかという話になった。しかし、それをグレーに変えてしまうと自分の趣味に合わないのでも何とかならないかということだった。これも数値基準から離れてしまっているのだが、前に大木を植えていただいて、見える面積を基準以下にさせていただき、これは主たる壁面の色ではないという判断をさせていただきながら基準をクリアさせていただいた。

あるいは阪急不動産さんが自分の会社で持っておられる壁面のタイルが、色目という数値基準と0.1だけ外れている。0.1ぐらいだったらこの基準内で変えてくださいという話をしたが、いやいやコンプライアンスというのがあって、最近では嘘を書けないので、これで何とかできないかと言われた。しかし、基準は外れているという話になって、これも木で隠していただくということで、見かけ上の面積を減らして判断させていただいた。

基準を作れば、それを0.01でも満たしていないと却下という判断をせざるを得ないということになる。逆に縛りすぎると融通がきかないということにもなりかねない。

細かいところは次回意見をいただく。持ち帰って判断するときにもう少し理解を進める上で聞いておきたいということはあるか。

委員：屋根の形状で、太陽光パネルの扱いはどういう形で考えたらよいのか。京都市の場合は風致のところは禁止している。そういったことを景観の中で入れるべきなのか、入れないべきなのか分からないが、どのように考えたらいいのか先生のアドバイスをいただきたい。

部会長：景観基準だけで判断できないことがいっぱいある。そのあたりはバランスの中で考えていかざるを得ない問題だと思う。

委員：パネルの色というのは色から外れてしまう。

部会長：太陽光パネルの色というのは、何をもって色とするのかというのはなかなか難しいところがある。見かけの色という形で判断せざるを得ない。そのときに黒っぽい屋根の

色だと判断すると、それはそれでいいという話もある。一方で京都市さんが禁止されているのは、主に光沢の問題だと思う。

委員：奈良県の基準の中で、ドーマーに対する規制というのをしている。昼間の話で、それと同じことが起きるのではないかと思う。

部会長：ドーマーはまたちょっと違う。ドーマーは例えば歴史的なというか、日本風のところにドーマーというのはどうなのか。

委員：光が漏れるかと思ったが、そうではないのか。

部会長：そうじゃないと思う。具体的にいうと、イギリスはここまで来ているという事例でいうと、衛星放送のコーン型のパラボナアンテナを戸別につけては駄目なのである。共同アンテナ、CATVで見る。副部会長のお宅もそうだということなので、そこまで言われるとなというのはある。そこら辺はまた次回、議論させてもらいたい。こういうことはどうなるかという話である。

副部会長：1つ確認させていただきたい。戸建て住宅でも3%の緑地面積を取る場合、道路側に取りするというお話で、非常にいい話だが、戸建て住宅の緑地面積のカウントは非常に難しい。どこまでが緑地面積なのか。上から見た投影の緑被面積だったら樹間で分かるのだが、植えてあるところが集合住宅のように、ここは緑地帯ですという基準を設けていない戸建て住宅がある。だから、3%の面積を少し多めに書いたと取れないことはないし、とって、そこにこんな小さいというか、低木をちょこちょこ植えてあるのと、そんなに大きい木は植えられないが、樹間でいうと完全に3%を超えているような木を植えて、面積だったら少ないんだけどといわれたときに、敷地面積、基準を作らなければ仕方がないのだろうが、どう考えるのか。300㎡を超えてくると4面は取れる。200㎡になったときに3面か2面である。駐車場なんかを入れてくると。それよりさらに小さい規模は、1方向しか取れないときに、北入り、南入りで、だいぶ植栽の要件が変わってくる。だから、理想なのだが、実際に運用するときどうするのか。

部会長：細長い敷地で、道路に接している部分の間口が狭くて、玄関と駐車場を取ったらほとんど入らない敷地のはずである。そこにどこに道路部分に3%取れというのかというのが出てくる、具体的にいうとそういう指摘である。

副部会長：おまけに通路だけで裏に宅地を設けてあるような旗竿になっていたら、先生がおっしゃるように場面場面で、全部アドバイスするというわけにはいかないのだろうが、何か作戦を練っておかないと対応しきれないかも知れない。

事務局：原則として道路側にである。

副部会長：基本的には該当するやつは全部、できるだけ奥に作らないで、前に出してきてねというのは非常によく分かるし、大事なことだが。

部会長：そういう意味では、「原則として」とか「努める」とか、あえてどうでもいいような言葉遣いになってしまうというのは、そういう例外というのが必ず出てしまうという話である。

委員：神戸市とか大津市は中木は何㎡とかしている。中木1本につき何㎡、高木1本につき何㎡というのでやらないと、緑化したときに草まで入れているのも緑化だといわれてしまうのも困る。

副部長：そこら辺についても面積がかかわってくる。

事務局：風致の基準、風致地区で木の種類によって1本当たり何㎡というカウントの仕方がある。奈良県はそれを採用している。生駒市も同じカウントの仕方を考えている。その中の詳細についてはまだ把握していない。

部長：それでは、また読んでいただいて、分からないところは随時事務局に聞いていただきたい。場合によっては説明に来てもらうこともありだと思ふ。よろしく願ひする。その他、事務局から何かあるか。

その他

事務局説明（資料7）

第7回景観計画専門部会の開催日程、9月3日（金）午後1時30分から。

部長：いこま塾は強制ではない。自主的に手を挙げていただきたい。私もかかわらせていただいて、こういう試みは初めてである。選んで送らせていただいて、そこで反応を待つ。普通は本当に熱心な方に公募いただくのだが、あえて今回はそういう手段を取らなかったわけである。どれだけ市民の方が関心あるのかということで、1%ぐらいが関の山かという話だったが、2%を超えて3%に近いということで、ある意味、こういう機会を待っていらっしやった、潜在的にまちづくりに関心のある方に今回は来ていただけるのではないかと期待している。既にまちづくりに関心があつて動いていらっしやる皆さん方とは少しタイプの違う方々が今回仲間になっていただける可能性が極めて高くなつてきたと思ふ。また皆さんにも協力いただきながら願ひしたい。

場合によっては、既に活動されている方は自分の仲間を引き寄せる方々のPRの機会にもなるのではないかと思ふ。また市民活動をさらに広げていただくという意味では、非常にいい呼びかけ方をしていただいたと思つている。先ほど事務局と話をしたところ、市役所からすると今まであまりおつき合いのなかつた方々がたくさん、ほぼ100%そういう方だという感じらしい。そういう意味では非常に良かったのではないかと思ふ。皆さんのほうからその他に関して何かあるか。

委員：スタート時間はいいが、時間的にどのぐらいこの会をやるのか。いつも2時間ぐらいかと思つていた。2時間半になっているが、具体的にどのぐらい見ておけばよいか。

部長：緑の市民会議はいつも2時間半である。

委員：最大2時間半でよいか。3時間まで行かない。

部長：3時間まで行くとちょっと大変である。

委員：いこま塾はどのぐらいか。9時から始まって12時まで？

部会長：最終終了時間ですか。

次長：2時間から2時間半という形なので、9時から始めさせていただいてお昼までには終わりたい。

部会長：最大2時間半ということか。

次長：内容を詰めさせていただいて。講義は2時間ぐらいだと思っているが。

委員：講義は90分から120分。

部会長：これからはおおむね何時までというのを書いておいたほうがいいかも知れない。ほかにいかがか。

委員：最初のころ、委員から講義をしていただき、非常にいいお話を聞かせていただいた。今回またいろんな講座をされるときに、これは先生の著作権があるかも知れないが、どうせならビデオを録っていただき、ホームページに概略を載せるような形というのは難しいか。

部会長：ちなみに西宮市の都市計画マスタープランのときのことを参考にされているのだが、西宮市の場合はすべてDVDに落として、パッケージングして、すべての図書館、公民館に置いている。いつでも貸し出して見られるようにしている。DVDに落とすのは、今はそんなにお金がかからない。その点、事務局のほうで考えていただきたい。

副部会長：何回かお手伝いした市民大学では、ビデオを録っていいですかと。枠をはみ出しますよという話はしたが、一応結構ですと。ただ、図書館なので、そこで貸し出して見ていただくが、持ち出しは駄目。ということで資料と、講義を受けられなかった方も視聴できるような工夫をされている。

委員：先生方は大概OKなのか。

部会長：そうですね。ただ、ビデオが記録に残るか残らないかで話の内容が微妙に変わってくる。オフレコですけどという話はできなくなる。そういう話がどんどん薄まってしまうという危険性はある。

副部会長：インターネットで流すとか公表していただくのは結構だが、気をつけているつもりだが、著作の問題もある。自分の著作ではなくて、借りてきたものは出典を入れているつもりはあるが、出典が入っていないと大変なことになる可能性もある。それが資料としてどこかに出たときに、大丈夫なのか。授業では大丈夫だが。

部会長：何らかの形でここに来られなかった方々にも伝えられる工夫をお願いしたい。検討していただきたい。

事務局：できるだけざっくりばらんな講義にしたいと思っている。これはワンステップなので、来年度、これを踏まえたワークショップをしたいと思っている、それを踏まえながら議論させていただきたい。

部会長：ほかにいかがか。それでは次回、非常に細かい話まで読み込んでいただくということで、お手をかけるが、9月3日の専門部会、よろしく願いしたい。

それでは、6回目の専門部会はこれで終了させていただく。どうもありがとうございます。

した。

以上